

# 保安規程変更届出書

総株文発第10号  
令和2年9月28日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣  
梶山弘志 殿

香川県高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

次のとおり保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更したので、  
電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和2年9月25日

以上

## 変更内容

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、別添の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧対比表の改正後欄のとおり変更する。

以上

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">〔 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 〕</p> <p style="text-align: center;">令和元年 7月 1日 実施</p> <p style="text-align: center;">四国電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">〔 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 〕</p> <p style="text-align: center;">令和2年 9月25日 実施</p> <p style="text-align: center;">四国電力株式会社</p>	<p>・実施日の変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則</p> <p>  第1条 目 的 ..... 1</p> <p>  第2条 適 用 範 囲 ..... 1</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>  第1節 通 則</p> <p>    第3条 コンプライアンスの体制 ..... 1</p> <p>    第4条 基本的職務 ..... 1</p> <p>    第5条 保安組織 ..... 2</p> <p>  第2節 主任技術者</p> <p>    第6条 主任技術者の選任 ..... 2</p> <p>    第7条 主任技術者の職務等 ..... 3</p> <p>    第8条 主任技術者不在時の措置 ..... 3</p> <p>    第9条 主任技術者複数の場合の措置 ..... 4</p> <p>    第10条 主任技術者の解任 ..... 4</p> <p>第3章 保安教育</p> <p>  第11条 教育内容と方法 ..... 4</p> <p>第4章 電気工作物の巡視、点検、検査及び補修等</p> <p>  第12条 巡視、点検、検査及び補修等の実施 ..... 4</p> <p>  第13条 法定事業者検査の実施 ..... 5</p> <p>  第14条 巡視、点検及び検査の結果に対する措置 ..... 5</p> <p>第5章 電気工作物の運転、操作</p> <p>  第15条 運転、操作の基本 ..... 5</p> <p>  第16条 事故及び異常時の措置 ..... 5</p> <p>  第17条 災害その他非常時の措置 ..... 5</p> <p>  第18条 発電所の運転を相当期間停止する場合の保全 ..... 6</p> <p>第6章 発電用の電気工作物の保安</p> <p>  第19条 保安活動 ..... 6</p> <p>  第20条 文書管理 ..... 6</p> <p>  第21条 工事計画の認可申請又は届出 ..... 7</p> <p>  第22条 外部からの物品又は役務の調達及び管理 ..... 7</p> <p>第7章 記 録</p> <p>  第23条 記 録 項 目 ..... 7</p> <p>第8章 保安規程の変更</p> <p>  第24条 保安規程の変更 ..... 7</p> <p>別表第1 保安に関する組織及び業務分掌 ..... 8</p> <p>別表第2 巡視項目 ..... 10</p> <p>別表第3 溶接事業者検査及び定期事業者検査実施体制 ..... 10</p> <p>別表第4, 5 関係社内規程・基準等一覧表 ..... 11</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則</p> <p>  第1条 目 的 ..... 1</p> <p>  第2条 適 用 範 囲 ..... 1</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>  第1節 通 則</p> <p>    第3条 コンプライアンスの体制 ..... 1</p> <p>    第4条 基本的職務 ..... 1</p> <p>    第5条 保安組織 ..... 2</p> <p>  第2節 主任技術者</p> <p>    第6条 主任技術者の選任 ..... 2</p> <p>    第7条 主任技術者の職務等 ..... 3</p> <p>    第8条 主任技術者不在時の措置 ..... 3</p> <p>    第9条 主任技術者複数の場合の措置 ..... 4</p> <p>    第10条 主任技術者の解任 ..... 4</p> <p>第3章 保安教育</p> <p>  第11条 教育内容と方法 ..... 4</p> <p>第4章 電気工作物の巡視、点検、検査及び補修等</p> <p>  第12条 巡視、点検、検査及び補修等の実施 ..... 4</p> <p>  第13条 法定事業者検査の実施 ..... 5</p> <p>  第14条 巡視、点検及び検査の結果に対する措置 ..... 5</p> <p>第5章 電気工作物の運転、操作</p> <p>  第15条 運転、操作の基本 ..... 5</p> <p>  第16条 事故及び異常時の措置 ..... 5</p> <p>  第17条 災害その他非常時の措置 ..... 5</p> <p>  第18条 発電所の運転を相当期間停止する場合の保全 ..... 6</p> <p>第6章 発電用の電気工作物の保安</p> <p>  第19条 保安活動 ..... 6</p> <p>  第20条 文書管理 ..... 6</p> <p>  第21条 工事計画の認可申請又は届出 ..... 7</p> <p>  第22条 外部からの物品又は役務の調達及び管理 ..... 7</p> <p>第7章 記 録</p> <p>  第23条 記 録 項 目 ..... 7</p> <p>第8章 保安規程の変更</p> <p>  第24条 保安規程の変更 ..... 7</p> <p>別表第1 保安に関する組織及び業務分掌 ..... 8</p> <p>別表第2 巡視項目 ..... 10</p> <p>別表第3 法定事業者検査実施体制 ..... 10</p> <p>別表第4, 5 関係社内規程・基準等一覧表 ..... 11</p>	<p>・検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更内容の反映</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行			改 正 後			備 考
種 別	選任事業場・設備	職 位	種 別	選任事業場・設備	職 位	
電気主任技術者	発 電 所	課長以上	電気主任技術者	発 電 所	課長以上	
	建 設 所	所長，次長，課長		建 設 所	所長，次長，課長	
	〔原子力発電所の工事のため の建設所〕			〔原子力発電所の工事のため の建設所〕		
ボイラー・タービン 主任技術者	発 電 所	課長以上	ボイラー・タービン 主任技術者	発 電 所	課長以上	
	建 設 所	所長，次長，課長		建 設 所	所長，次長，課長	
	〔原子力発電所の工事のため の建設所〕			〔原子力発電所の工事のため の建設所〕		
<p>3 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）第43条の3の26に定める発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という）については，原子炉等規制法第43条の3の24で定める伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という）第8条に定めるところによる。以下，第8条，第9条及び第10条において同じ。</p> <p>（主任技術者の職務等）</p> <p>第7条 主任技術者は，関係法令及びこの規程を遵守し電気工作物の保安の監督を誠実にを行うため，次の各号に定める職務を責任もって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては，必要に応じて関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には，関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(3) 関係法令で定められている電気工作物の溶接事業者検査及び定期事業者検査（以下あわせて「法定事業者検査」という）において，予め定めた区分に基づき検査の指導及び監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査には，原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が関係法令に基づき行う使用前検査，定期検査には，予め定めた区分に基づき検査への立会又は検査記録の確認を行う。</p> <p>(6) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については，保安規定第9条に定めるところによる。</p> <p>（主任技術者不在時の措置）</p> <p>第8条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者（以下「代行者」という）をあらかじめ指名しておき，これにあたらせる。</p> <p>2 代行者は，主任技術者の不在時には，指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p>			<p>3 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）第43条の3の26に定める発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という）については，原子炉等規制法第43条の3の24で定める伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という）第8条に定めるところによる。以下，第8条，第9条及び第10条において同じ。</p> <p>（主任技術者の職務等）</p> <p>第7条 主任技術者は，関係法令及びこの規程を遵守し電気工作物の保安の監督を誠実にを行うため，次の各号に定める職務を責任もって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては，必要に応じて関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には，関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(3) 関係法令で定められている電気工作物の検査（以下「法定事業者検査」という）において，予め定めた区分に基づき検査の指導及び監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査には，原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が関係法令に基づき行う検査には，予め定めた区分に基づき検査への立会又は検査記録の確認を行う。</p> <p>(6) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については，保安規定第9条に定めるところによる。</p> <p>（主任技術者不在時の措置）</p> <p>第8条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者（以下「代行者」という）をあらかじめ指名しておき，これにあたらせる。</p> <p>2 代行者は，主任技術者の不在時には，指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p>			
<p>3</p>			<p>3/6</p>			

・検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更内容の反映

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(法定事業者検査の実施)</p> <p>第13条 法定事業者検査においては、当該検査に係る責任者を明確にし、これら検査に必要な手順を確立、文書化し、維持し、主任技術者の指導、監督の下、別表第3に示す体制で、関係法令に従い、適切に当該検査を行い、その結果を第23条に基づき適正に記録・保存するとともに、所管官庁の安全管理審査を受ける。</p> <p>2 法定事業者検査における外部発注の際は、仕様書等により外部発注範囲、試験・検査方法等を明確にし、適切に管理する。</p> <p>なお、発電用電気工作物の場合は第22条に基づき適切に管理する。</p> <p>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)</p> <p>第14条 電気工作物の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに引き続き恒久的な対策を検討、実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 電気工作物の運転、操作</b></p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第15条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱方法を熟知し安全を確認するなど適切な方法、手順により確実に行う。</p> <p>(2) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(事故及び異常時の措置)</p> <p>第16条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は、直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。</p> <p>(1) 応急の処置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第17条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めるところによる。</p> <p>2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第36条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>(法定事業者検査の実施)</p> <p>第13条 法定事業者検査においては、当該検査に係る責任者を明確にし、これら検査に必要な手順を確立、文書化し、維持し、主任技術者の指導、監督の下、別表第3に示す体制で、関係法令に従い、適切に当該検査を行い、その結果を第23条に基づき適正に記録・保存するとともに、所管官庁の安全管理審査を受ける。</p> <p>2 法定事業者検査における外部発注の際は、仕様書等により外部発注範囲、試験・検査方法等を明確にし、適切に管理する。</p> <p>なお、発電用電気工作物の場合は第22条に基づき適切に管理する。</p> <p>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)</p> <p>第14条 電気工作物の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに引き続き恒久的な対策を検討、実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 電気工作物の運転、操作</b></p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第15条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱方法を熟知し安全を確認するなど適切な方法、手順により確実に行う。</p> <p>(2) 四国電力送配電株式会社の中央給電指令所からの指令で運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(事故及び異常時の措置)</p> <p>第16条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は、直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。</p> <p>(1) 応急の処置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第17条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めるところによる。</p> <p>2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第36条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>・記載の適正化（保安規程（電気事業用電気工作物）との記載の整合）</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p>その2、</p> <p>伊方発電所 主任技術者 (電気) (ボイラー・タービン) (原子炉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証課 (品質保証活動の推進・支援、文書・システム管理)</li> <li>保安管理課 (保安管理に関する業務)</li> <li>定検検査課 (定期事業者検査に関する業務)</li> <li>人材育成課 (教育訓練の全般管理)</li> <li>工程管理課 (定期検査・保守作業の工程管理)</li> </ul> </li> <li>安全管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全技術課 (原子力防災業務、トラブル対応、社外関係機関対応、炉心管理、原子燃料管理)</li> <li>放射線・化学管理課 (放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理、個人放射線管理)</li> <li>防災課 (自然災害発生時の対応に関する業務)</li> <li>訓練計画課 (原子力災害の対応に関する教育訓練管理)</li> </ul> </li> <li>発電部 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電課 (発電設備の運行管理)</li> <li>系統管理課 (発電設備の系統管理)</li> </ul> </li> <li>保守部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保守統括課 (保守に関する統括業務)</li> <li>機械計画第一課 (一次系機械設備の保守管理)</li> <li>機械計画第二課 (二次系機械設備の保守管理)</li> <li>電気計画課 (電気設備の保守管理)</li> <li>計装計画課 (計装設備の保守管理)</li> <li>設備改良工事課 (機械設備、電気設備、計装設備に関する、大型改良工事の計画・工事管理)</li> </ul> </li> <li>土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木建築課 (土木・建築設備に関する保守管理)</li> <li>耐震工事課 (土木・建築設備に関する耐震工事管理)</li> </ul> </li> </ul>	<p>その2、</p> <p>伊方発電所 主任技術者 (電気) (ボイラー・タービン) (原子炉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証課 (品質保証活動の推進・支援、文書・システム管理)</li> <li>保安管理課 (保安管理に関する業務)</li> <li>定検検査課 (定期事業者検査に関する業務)</li> <li>人材育成課 (教育訓練の全般管理)</li> <li>工程管理課 (定期検査・保守作業の工程管理)</li> <li>プロセス管理課 (作業計画の妥当性の確認に関する業務)</li> </ul> </li> <li>安全管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全技術課 (原子力防災業務、トラブル対応、社外関係機関対応、炉心管理、原子燃料管理)</li> <li>放射線・化学管理課 (放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理、個人放射線管理)</li> <li>防災課 (自然災害発生時の対応に関する業務)</li> <li>訓練計画課 (原子力災害の対応に関する教育訓練管理)</li> </ul> </li> <li>発電部 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電課 (発電設備の運行管理)</li> <li>系統管理課 (発電設備の系統管理)</li> </ul> </li> <li>保守部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保守統括課 (保守に関する統括業務)</li> <li>機械計画第一課 (一次系機械設備の保守管理)</li> <li>機械計画第二課 (二次系機械設備の保守管理)</li> <li>電気計画課 (電気設備の保守管理)</li> <li>計装計画課 (計装設備の保守管理)</li> <li>設備改良工事課 (機械設備、電気設備、計装設備に関する、大型改良工事の計画・工事管理)</li> </ul> </li> <li>土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木建築課 (土木・建築設備に関する保守管理)</li> <li>耐震工事課 (土木・建築設備に関する耐震工事管理)</li> </ul> </li> </ul>	<p>・組織変更による原子炉施設保安規定の変更内容の反映</p>
9	9	

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行				改 正 後				備 考
別表第2 (第12条(1)) 巡視項目				別表第2 (第12条(1)) 巡視項目				
設備別	巡 視		備 考	設備別	巡 視		備 考	
	機器設備	頻 度			機器設備	頻 度		
原子力発電設備	原子力発電設備全般	(※1) 1回/日	(※1) 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。	原子力発電設備	原子力発電設備全般	(※1) 1回/日	(※1) 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。	・ 検査制度の見直しによる原子炉施設保安規定の変更内容の反映
[説明] 1. 本文第12条(2)、第16条及び第17条に基づいて、上記の巡視の他に、必要の都度巡視を行う。 2. 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずる恐れのある場合は、巡視の頻度を変えることができる。				[説明] 1. 本文第12条(2)、第16条及び第17条に基づいて、上記の巡視の他に、必要の都度巡視を行う。 2. 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずる恐れのある場合は、巡視の頻度を変えることができる。				
別表第3 (第13条) 溶接事業者検査及び定期事業者検査実施体制				別表第3 (第13条) 法定事業者検査実施体制				
項 目		内 容		項 目		内 容		
①検査組織		検査に従事する者の責任及び権限を明確にする。		①検査組織		検査に従事する者の責任及び権限を明確にする。		
②検査の方法		検査の方法及び判定基準を明確にする。		②検査の方法		検査の方法及び判定基準を明確にする。		
③検査工程管理		検査工程を明確にする。		③検査工程管理		検査工程を明確にする。		
④検査に協力する事業者に対する管理		検査に協力する事業者に対して管理を行う。		④検査に協力する事業者に対する管理		検査に協力する事業者に対して管理を行う。		
⑤検査記録の管理		検査に係る記録を管理する。		⑤検査記録の管理		検査に係る記録を管理する。		
⑥検査に係る教育・訓練		検査に係る要員の教育・訓練を行う。		⑥検査に係る教育・訓練		検査に係る要員の教育・訓練を行う。		
1 0				1 0				

# 添付書類

添付書類 1 変更理由

## 変 更 理 由

- (1) 検査制度の見直しおよび組織変更による原子炉施設保安規定の変更内容を反映する
- (2) 保安規程（電気事業用電気工作物）の記載と整合を図る

以 上